

2か月児訪問冊子の官民協働発行に係る企画提案審査要領

1 目的

この要領は、2か月児訪問冊子の官民協働発行について応募を受けた企画提案のうち、最優秀提案の選定に関して必要な事項を定める。

2 提案に対する審査

別に定める千葉市健康支援課プロポーザル方式による業者選定委員会（以下、「委員会」という。）は、協働事業候補者から提出された企画提案書や見本等の書面審査について、第3項に定める審査基準に基づき審査し、最も優れた企画提案を提出した者を選定し、協働事業者として決定する。

3 審査基準

審査基準は次の表のとおりとする。

評価項目	配点	着目点
1 事業者の適性	25	(A) 事業内容（業種）
		(B) 官民協同事業による冊子等発行実績
		(C) 地域への密着性
		(D) 広告主を確保する見込み
		(E) 作業スケジュールは妥当なものか
2 冊子の構成要素	40	(F) 紙質は、鉛筆やシャープペンでも書きやすく、書いた文字が読みやすいものか
		(G) 紙質は、裏うつりしない程度の厚みがあり、めくりやすいものか
		(H) 表紙の色使いは、明るく親しみやすいものになっているか
		(I) 表紙のタイトルの大きさや字体、メモ欄等の配置は、見やすく分かりやすいものになっているか
3 民間情報提供ページ部分の企画内容	40	(J) 育児及び健康に関する企画となっているか
		(K) 生後2～4か月児の保護者向けの情報となっているか
		(L) 市民にとって魅力的な企画があるか
		(M) 事業者独自の創意工夫点等があるか

4 審査方法

- (1) 委員全員が、第3項の審査基準に基づいて5段階で審査・採点し、各事項の係数を掛けた点数を算出する。
- (2) 各委員が算出した点数を平均した値（小数点以下第2位を四捨五入、以下「評価点数」という。）が最も高い提案を最優秀提案とする。ただし、評価点数は52.5点以上でなければならない。
- (3) 協働事業候補者が1社の場合は、評価点数が52.5点以上のとき、協働事業者として選定する。

5 評価点数が同点となった場合の措置

評価点数が最も高い提案が2以上ある場合、委員による投票を行い、多数決により最優秀提案を決定する。投票の結果、得票が同数となる場合、委員長が最優秀提案を決定する。

6 補 則

この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は選定委員会が協議の上、定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2 2か月児訪問用冊子の官民協働発行事業におけるプロポーザル方式実施要領（平成26年12月1日施行）は、廃止する。

3 この要領は、令和元年8月1日から施行する。